

お知らせします！

広報とね 5月号に「平成 30 年度主要事業のお知らせ」を掲載しましたが、住民の皆さまに対して、各事業の取組状況・進捗状況について、お知らせいたします。

住みよいまちづくりを目指し、各事業に取り組んで参りますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ひとり親家庭交流事業について

仕事や家事など日々の生活に追われ、親子でゆっくり話す機会がないひとり親家庭のために、利根町社会福祉協議会に委託し、11月3日(土)に東京ディズニーシーへバスで行く交流事業を実施しました。

参加者は14組30名の親子で「子どもの楽しそうな顔がうれしかった。」など、ずっと継続してほしいとの声が寄せられました。



1人暮らし高齢者および障害者交流・つどい事業について

一人暮らし高齢者や障害者を対象に交流の場や外出の機会を設け、地域での交流と孤独感解消を図ることを目的に、社会福祉協議会と連携しながら事業を進めています。

一人暮らし高齢者サロン事業(お楽しみ会)の開催

- 参加人数 文地区 47名
 - 開催日時・場所 10月5日(金) 利根町保健福祉センター
 - 内容 シルバーリハビリ体操、みんなで歌おう～サクソ演奏など
- ※本年2月下旬以降は、文間・東文間地区のお楽しみ会を開催しますので、詳細につきましては、社会福祉協議会へお問い合わせください。

1人暮らし高齢者のつどい事業

- 開催日・参加人数 11月1日(木) 布川地区 41名
11月2日(金) 文・文間・東文間地区 55名
- 場 所 日立市郷土博物館や吉田正音楽記念館、道の駅日立おさかなセンター

シルバーカー購入補助事業について

高齢者の歩行を容易にし、生活の行動範囲を広げることで、生きがいづくりや健康の向上を図ることを目的に、シルバーカーの購入補助事業を実施しています。11月末現在、13名の方から申請がありました。

道路改良工事業について

過疎代行事業として茨城県が道路整備を行っている町道103号線、早尾台からもえぎ野台までの道路延伸事業は、昨年10月30日に利根町公民館で地元説明会を開催いたしました。

現在、道路詳細設計のための測量作業に着手しており、その後、設計作業および地質調査を実施する予定です。

設計図面ができましたら2回目の地元説明会を開催し、4月以降には用地測量・用地買収など、本格的に事業が進められる予定です。



国民年金のポイント

将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳～60歳の方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

- 対象となる学生 学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度のほか、免除制度があります。

国民年金のご相談・お手続きについては、役場保険年金課または土浦年金事務所までお問い合わせください。

- 問い合わせ先 役場保険年金課 国民年金係 ☎68-2211(内線236)
- 土浦年金事務所国民年金課 ☎029-825-1170
- 自動音声に従って【2】を押した後に【2】を押してください。

知って得する！
国民年金
あれこれ

20歳になったら国民年金
〜新成人の皆さまへ〜

●第三者行為とは！

- ・相手がいる交通事故
- ・他人の犬に噛まれた、他人に殴られたなど

●このような場合も届け出が必要です！

- ・誰かが運転する車に同乗中の自損事故
- ・ご自身の過失が大きい事故
- ・相手が不明の事故

●保険証が使えないとき

- ・業務上の負傷や病気(労災保険の対象となります。)
- ・相手と取り決めや示談をしてしまった場合(示談内容によります。)
- ・けんかや泥酔による傷病など



交通事故などの届け出のお願い(保険証を使うとき)
交通事故など、第三者(自分以外)の行為が原因で負傷などをした場合、加害者が被害者の医療費を負担したくのが原則ですが、保険証を使う場合には法令に基づき被保険者による届け出が必要です。
国民健康保険や後期高齢者医療にご加入の方で、第三者行為により負傷などをし、保険証を使用する(使用した場合)は、速やかに役場保険年金課へご連絡ください。

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している皆さまへ！

被害に遭わないために！

役所や年金事務所などでは、還付する際にATMでの操作を求めることは、絶対にありません。

また、ご本人からの申請書や、役所からの通知がなく、電話だけで連絡することはありません。

還付金があると言われても、相手の言うことを信用せず、役所や年金事務所などに確認してください。ATMの操作を求める電話は「詐欺」と考え、相手が伝えた電話番号には連絡せず、すぐに最寄りの警察に相談するか、110番通報をしてください。



- 問い合わせ先 役場保険年金課 ☎68-2211
- 国民健康保険係(内線248・255・256)
- 後期医療係(内線239)

最近、県内の高齢者宅に、役所や年金事務所などの職員を装って「医療費や保険料(税)の還付があります。」など、お金が返還されるかのように偽り、現金をだまし取る「還付金詐欺」の電話が多くなっています。
【犯罪の手口】
役所や年金事務所、税務署などの公共機関を装って電話をかけ「税金や医療費などを返還します」、「還付金があります」、「後ほど銀行から連絡があります」などと言って、ATM(現金自動預払機)に誘導し、言葉巧みに操作を指示して、お金を振り込ませます。

「私は大丈夫！」その油断が命取り！ 還付金詐欺にご注意ください！